

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

コンプライアンス委員会資料

令和3年8月27日

本日の議題

1 開会

2 平井大臣挨拶

3 委員の紹介

4 議事

- ・ 「デジタル庁コンプライアンス委員会設置要綱」(案)について
- ・ 「デジタル庁コンプライアンス基本方針」(案)について
- ・ 内部通報窓口の設置について
- ・ 入札制限に係る取組について
- ・ その他

5 閉会

委員の紹介

(敬称略、委員は五十音順)

委員長 名取 俊也(なとり としや)

現職:ITN法律事務所 弁護士 パートナー

遠藤 紘一(えんどう こういち)

現職:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室
情報通信技術(IT)総合戦略官

梶川 融(かじかわ とおる)

現職:太陽有限責任監査法人 代表社員 会長

國領 二郎(こくりょう じろう)

現職:慶応義塾大学総合政策学部 教授

芝 昭彦(しば あきひこ)

現職:芝・田中経営法律事務所 弁護士

藤森 恵子(ふじもり けいこ)

現職:ASIMOV ROBOTICS株式会社 代表取締役
／公認会計士

「デジタル庁コンプライアンス委員会設置要綱」(案)について

目 的

- デジタル庁で働く全ての者が、関係する規範を遵守しながら、自らが有する専門的な知識又は技能を存分に発揮し、創造的かつ自律的に職務に専念できる環境の整備に資するため、外部の有識者等から必要な意見、助言等を得ることを目的として、デジタル庁コンプライアンス委員会を設置する。

所掌事項

デジタル庁コンプライアンス委員会は、デジタル大臣に対し、次に掲げる事務について必要な意見を述べ、又は助言等を行う。

- 秘密の漏えいその他の重大な規範違反に係る事実関係の確認等に関すること。
- 規範違反の防止を図るための対応策、改善策等の検討に関すること。
- 公正な調達を担保するためのルール等の検討に関すること。
- コンプライアンス意識の向上その他良好な組織風土の形成を図るための各種施策の実施に関すること。
- その他規範遵守、公務の公正性及び調達の透明性の確保に必要な事項の検討等に関すること。

デジタル庁コンプライアンス委員会の体制(案)

※会議体・部門名は仮称

デジタル庁コンプライアンス委員会

【ミッション】デジタル庁内における規範遵守、公務の公正性及び調達透明性の確保に資するため、以下の助言等を行うこと。

- ・ 監察部門から報告を受け、問題点を整理・分析し、対応策、改善策の検討につき助言
- ・ 調達審査部門から報告を受け、調達に係る運用やルールの改善の検討につき助言
- ※ アジャイル開発やマイクロサービス開発など新しい情報システム開発の手法も踏まえ、公正な調達を実現するための環境を整備
- ・ コンプライアンス意識の向上のための研修その他の施策の実施につき助言 等

監察部門

- ・ 秘密の漏えい、信用失墜行為等の非違行為や調達に係るルール違反等に係る調査、確認等を実施

調達審査部門

- ・ 透明性・公平性確保の観点から調達の各段階で、案件の運用、管理等を実施
(入札制限ルール遵守についても担保)

「デジタル庁コンプライアンス基本方針」(案)について

「デジタル庁コンプライアンス基本方針」(案)

骨 子

- デジタル庁に対する国民の期待は非常に大きく、デジタル庁は極めて重い職責を負っている。
- 国民の期待に応えていくためには、デジタル庁で働く全ての者が、その有する専門的な知識又は技能を存分に発揮しながら、創造的かつ自律的に行動していくことが求められる。
- 他方で、デジタル庁において、職務に関連して違法又は不適切な事務処理が行われるなど、国民の期待を裏切ったり、国民の疑念を招いたりすることは、絶対にあってはならない。
- そこで、デジタル庁コンプライアンス基本方針において、デジタル庁で働く全ての者が守るべき行動指針を定める。
→ デジタル庁の発足に際し、大臣等政務を含む全ての者に対し、行動指針に沿って行動する旨の誓約書の提出を求める。

【行 動 指 針】

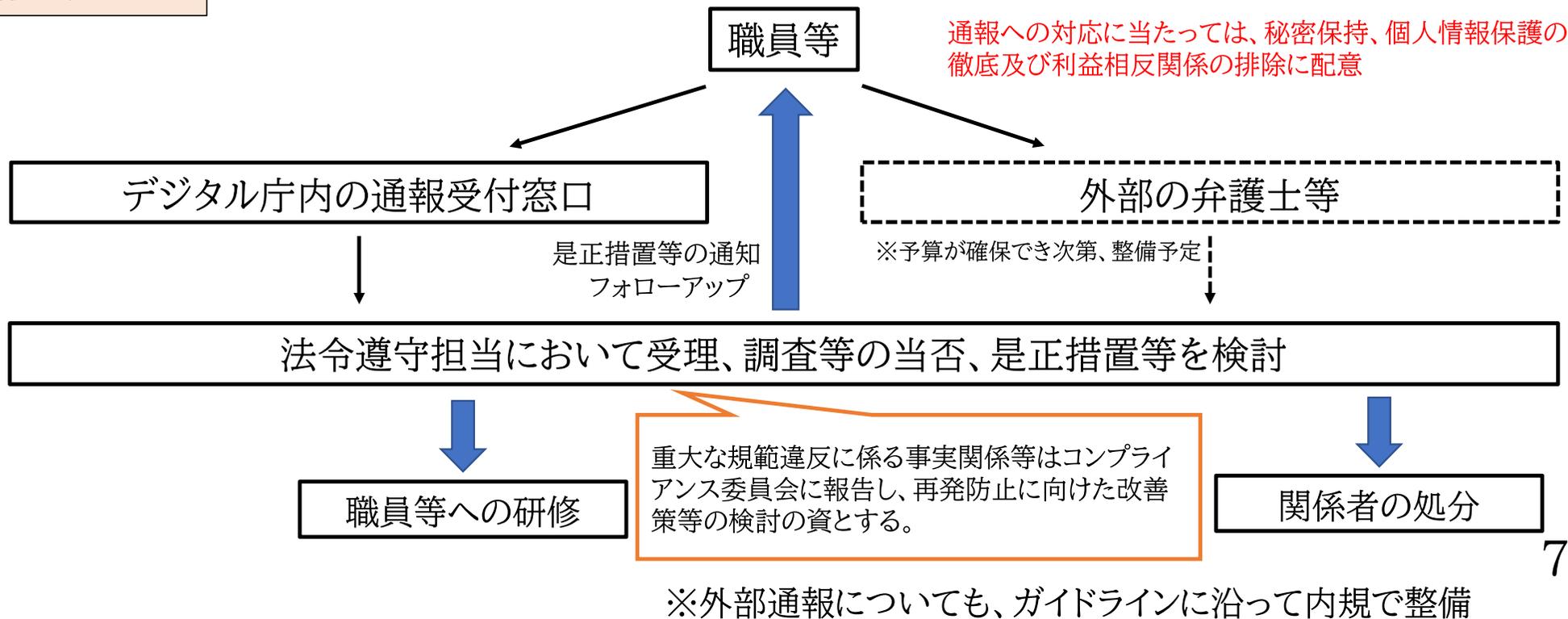
「我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現を目的とするデジタル社会の形成の司令塔となるデジタル庁で働く者は、その職責の重さを十分認識し、関係する規範を遵守しながら、自らが有する専門的な知識又は技能を存分に発揮し、創造的かつ自律的に行動する。」

内部通報窓口の設置について

概要

- 公益通報者保護法を踏まえた通報対応に関するガイドラインを踏まえ、デジタル庁内の対応を内規で整備

通報の流れ



入札制限に係る取組について

検討会の開催

- デジタル庁の調達において公平性や透明性を確保するため、入札制限等のあり方に関する検討会を開催
- これまで3回開催し、8月25日に報告書を取りまとめ

主要な論点

制限対象行為に携わった職員の兼業先等は入札制限の対象とし、利益相反を防ぐ。その上で、以下の論点を明確化。

- 制限対象行為の明確化
⇒ 仕様書の作成や入札評価等、実質的に内容に係る行為を対象とする。
- 制限対象職員の明確化
⇒ 実際に仕様書を作成している職員及びこうした職員に対して管理・監督の地位にある職員を対象とする。
- 制限対象となる企業の明確化
⇒ 制限対象となる職員の兼業先企業に加えて、その親会社・子会社についても対象
⇒ 現在兼業している先の会社を対象とする。
- 誓約書の提出による利益相反行為の防止
⇒ 採用時等に兼業先のみならず、株式、特許保有情報を登録させ、利益相反行為等には関与しない旨の誓約を求める。
- 企業の例外措置の設定
⇒ 関係職員とのやり取り禁止や接触履歴の提出を条件に、上記入札制限の適用除外を設ける。